

徳島県自動車廃物認定委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県生活環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号。以下「条例」という。）第134条に基づき設置される徳島県自動車廃物認定委員会（以下「委員会」という。）の議事、その他委員会の運営に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について知事から意見を聞かれたときは、審議を行い、意見を述べるものとする。

- (1) 条例第131条第2項に基づく諮問があったとき
- (2) 条例第135条第2項に基づく諮問があったとき

(招集)

第3条 委員長は、次に掲げる場合に委員会を招集する。

- (1) 前条各号に掲げる事項について、知事から意見を聞かれたとき。
- (2) その他委員長が必要と認めたとき。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、その期日の2週間前までに、日時、場所、及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(委員以外の者の出席)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を参考人として委員会に出席させ意見を述べ、又は説明させることができる。

- (1) 放置自動車を所管する管理者
- (2) 関係市町村の長及び職員
- (3) その他委員長が必要と認める者

(文書による意見の開陳等)

第5条 委員は、委員会に出席できない場合であっても、委員長の許可を受けたときは委員会において文書によりその意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 前項の規定により委員会においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(会議の公開)

第6条 委員会は、原則として会議を公開するものとする。ただし、次の理由により、非公開で実施すべきであると委員長が認める場合にあっては、会議を非公開で行うことができる。

- (1) 徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）第8条各号に定める事

項に該当する内容を審議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

(答申)

第7条 委員長は、委員会において調査審議が終了したときは議決を経て、その結果を知事に答申しなければならない。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、徳島県環境整備課において処理する。

附則 この規定は、平成17年10月1日から施行する。